

第1章 信託

1 信託の仕組み

信託は信託法により規律される法律関係であり、信託とは「財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムルヲ謂フ」（信託法1条）とされる。

信託は、通常、委託者、受託者、受益者が存在し、三者による法律関係となる。ただし、委託者と受益者が同一の場合がある。

委託者は受託者に対し財産を単純に預けるのではなく、財産権の名義、管理、処分権までを移転させるものである。

信託の設定に当たっては、信託目的（委託者が信託により達成しようとする意図）が明らかにされ、受託者は信託事務の処理に際して信託目的に拘束される。法律、公序良俗に反しない限り、信託の目的は委託者が自由に設定することできる。

信託財産の内容は、信託設定時から、管理、処分、滅失等の事由を通じて変動し、それにより受託者が得た財産は信託財産に属する。信託法27条、29条違反による損失補填義務が生じている場合、この補填を求める権利も信託財産を構成する。

信託財産は形式上受託者の名義であるが、受益者のための財産であることから、受託者個人の財産とは区分され、公示等の対抗要件を満たせば、受託者の債権者から保護される（信託法16条）。

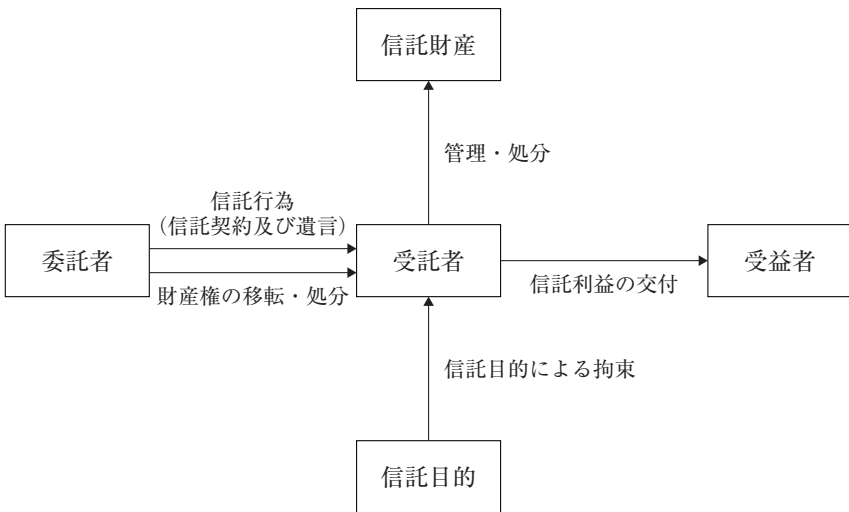
受益者は信託財産の利益を享受し、信託の終了時には他に権利帰属者が定められていなければ信託財産の返還を受ける。

受託者は、信託行為に従って、信託財産の管理、処分を行い、受益者に信託財産を分配する債務を有する。当初に設定された信託財産とその

運用から生じる利益をもって、受託者はこの債務の弁済に充てる。

受託者は、忠実義務（もっぱら受益者の利益のために行動すべきこと）や、善管注意義務（善良な管理者の注意をもって信託の事務を処理しなくてはならないこと）、分別管理義務（信託財産を受託者自身の固有財産及び他の信託財産と分離して保管すること）、自己執行義務（自ら信託の事務の処理を行い、他人に代行させてはならないこと）等の義務を負う。

図表1 信託の仕組み



2 信託の機能

信託を用いることによって、次のような機能を果たすことができるといわれる。

① 金融機能

- イ 財産運用 代表的な信託の例：年金信託、単独運用指定金銭信託
- ロ 貯蓄 代表的な信託の例：貸付信託、金銭信託
- ハ 資産の流動化 代表的な信託の例：住宅ローン債権信託、特定目的信託

第2章 信託会社

第1節 総則

(免許)

第3条 信託業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

解説

本条は、信託業について内閣総理大臣の免許制を定めるものである。

本条の免許を受けた者が信託会社と定義される（2条2項）が、信託会社であるためには、免許を受けた後に実際に信託業を営んでいるか否かは問われない。免許を受けて信託業を営む者が信託会社とされるのではない。また、免許を受けた後6月以内に業務を開始しなければ免許が失効するという規定（たとえば銀行法41条4号）もない。免許を受けた後に信託業を営んでいない間であっても、信託会社に課される各種規制（たとえば、名義貸しの禁止（15条））を遵守する必要がある。

1 「信託業」

信託業は、「信託の引受けを行う営業」と定義される（2条1項）。「営業」とは営利の目的をもって反復継続して行うことである。この営利の目的とは、「資本的計算方法のもとに、少なくとも収支相償うことが予定されていることであり、この営利の目的は、反復して行なわれる行為の全体について存在すればよく、個々の行為について存在することは必要でない。そして、右のような営利の目的が存在する限り、それが

実現して、實際上利益が得られたかどうかは問題でない（「商法総則（新訂第5版）」鴻常夫、弘文堂）と考えられる。したがって、信託に引受けを行う行為主体が非営利団体であるからといって、ただちに「営業」として行っていないと解すべきものではないと考えられる。

（注）株式会社でない主体である TLO が特定大学技術移転事業として行う信託の引受けであっても、3条の適用があることを前提に適用が排除される（52条1項）ことや、信託受益権販売業について住宅金融公庫等が業務として行う信託受益権の販売についても86条の適用があることを前提に適用が排除される（105条3項）ことも、この考え方の現れである。

信託法35条では、「受託者ハ営業トシテ信託ノ引受ヲ為ス場合ヲ除クノ外特約アルニ非サレハ報酬ヲ受クルコトヲ得ス」とされ、営業として行う信託でなければ報酬を受けることができないが、「営業」であるために報酬が生じていることも必要ではないと考えられる。

反復継続して行うことが営業であることから、最初の行為はまだ、反復されていないと考える余地もあるが、「計画的に行われた限りは、最初の行為も業として行われたものとみるべき」（前掲書鴻常夫）である。

（注）信託法では「信託事務ハ営業トシテ信託ノ引受ヲ為ス場合ヲ除クノ外裁判所ノ監督ニ属ス」（同法41条）とされ、営業として行う信託の引受け（営業信託）については本法を所管する内閣総理大臣の、それ以外の場合（民事信託）については裁判所の監督に服することとなるため、信託法上の「営業」は本法の「営業」と同一のものと解することが適当であると考えられる。仮に信託法の見直しにおいて「営業」概念が整理される場合には、本法の「営業」概念についても同様の整理が行われることとなると考えられる。なお、営業信託であっても、受託者の解任権等、信託法が明記する裁判所の権限は営業信託にも及ぶものである。